

佐賀県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年六月二十九日から平成二十二年七月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
県道 中原三瀬線	神崎市脊振町服巻字八面六 二四番二地先から	神崎市脊振町服巻字八面六 二四番二地先から	後	三七・八 七・五	二三七・二
	神崎市脊振町服巻字八面六 二四番二地先から 神崎市脊振町服巻字積五七 一番一地先まで	神崎市脊振町服巻字八面六 二四番二地先から 神崎市脊振町服巻字積五七 一番一地先まで	前	一八・五 八・二	二五三・三